



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導推進係  
■問い合わせ先  
TEL: 0824-64-2072 Fax: 0824-64-2233

第45回

家族経営は儲かるようになったら法人化の検討を！  
～法人化の方法とそのメリット～

(1) 代表者の給与所得控除が節税に

家族経営については、すべての経営を法人化する必要はありません。法人化をするかどうかの判断は、後継者に「継承すべき経営」かどうかで決まってくる。継承すべき経営かどうかは、継承すべき経営資源を持っているかどうかです。たとえば、面的に集積した農地があつて継承できないと分散してしまうとか、多額の農業施設への投資をしているので継承できないと無駄になってしまうといったケースです。高い生産技術や農産物のブランドを持っているなど無形の資産も経営資源として重要な要素になります。

事業主の所得が多くなると、税務上は法人経営が有利になります。農業法人になると代表者には法人から役員報酬を支給することになります。個人事業では代表者の報酬は事業所得となりますが、法人からの役員報酬は給与所得となります。法人が支出した役員報酬は原則として全額が損金になる一方で、代表者が受け取った役員報酬からは給与所得控除が差し引かれます。このように、役員報酬については給与所得控除分に課税されないことが税制上の大きなメリットです。

また、青色申告法人の場合、赤字(欠損金)を7年間(平成13年3月以前開始事業年度の欠損金については5年間)に渡って繰り越すことができ、後の年度に生じた黒字(所得)から控除することができます。農業は、市況や作況の変動により年々の所得が不安定になりがちですが、所得が膨らんだ年度の納税額を欠損金

の繰越控除により減少させることができます。

このように法人化した場合、税制上でも大きなメリットがあります。節税の観点からのみ法人化を考えると望ましくありませんが、メリットの一つとしてこれを活用することも重要です。目安としては事業主の所得が年600万円を超えるかどうかです。ただし、事業専従者である家族従事者についても、その半分以上の専従者給与を支給していることが前提になります。なお、法人化すると所得税の負担が軽くなる半面、社会保険料の負担が増えることに注意する必要があります。

法人化すると赤字でも最低年7万円の法人住民税均等割が課税されます。したがって、月額30万円(年収360万円)程度の役員報酬を設定して黒字になるでなければ、法人化のメリットはありません。なぜなら、役員報酬による給与所得控除額による所得税の減少額が、法人住民税均等割の7万円を上回らないと税金が少なくならないからです。年収360万円の場合、給与所得控除額が126万円になりますが、この場合、個人経営の時の青色申告特別控除額の65万円よりも所得控除額が61万円上回ります。これによる節税額は、所得税の税率が5%または10%、住民税の税率が10%となるため、合わせて10万円程度になります。

表. 給与所得控除額

収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額 × 40% (65万円未満の場合は65万円)
180万円	72万円
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円	126万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円	186万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円	220万円
1,000万円超	収入金額 × 5% + 170万円

白色申告の個人経営が法人化する場合には、給与所得控除額の最低額を下回らない限り、所得規模が小さくても法人化のメリットが生ずることになりますが、白色申告の場合には、まず、青色申告に切り替えて簿記帳などの経営管理能力を向上させてから法人化の方が無難です。

(2) 法人形態は「株式会社」が基本

株式会社には、事業の制限が無いのが大きなメリットです。これに対して、農事組合法人の場合、実施できる事業は、農業及び農業関連事業に限られます。このため、農事組合法人の場合、本来、農作業以外の作業を請け負うことができないなど、事業の発展に制約があります。また、畜産経営については、農事組合法人としても法人事業税が非課税とはなりませんので、農事組合法人にするメリットはありません。

家族経営を法人化する際には、株式会社が一般的ですが、税務上は農事組合法人の方が、有利な点が多いので、家族経営を一戸一法人として農業のみを事業とする場合は、有力な選択肢になります。しかし、数戸共同で法人化する場合には、農事組合法人はお勧めできません。なぜなら、農事組合法人の一人一票制が迅速な意思決定を妨げることが多いからです。また、数戸共同の場合、設立当初は経営目的などについて共通認識ができており、参加意識も高いのですが、数年もすると構成員の間で協業経営に対する温度差が生まれてきます。このとき経営者が新しい事業展開などをし

ようとしても、組合の意思決定としては保守的な判断になりがちです。更に資本充実のため、経営者が増資を引き受けようとしても、一人一票制のもとでは増資しても経営のイニシアティブを取ることは難しいのが現実です。これに対して、家族経営を法人化する場合、経営者が誰であるかは明確になっており、農事組合法人にしたからといって意思決定が問題になることはないでしょう。

農事組合法人として設立した場合であっても、株式会社に組織変更することができ、組織変更に伴って法人税がかかることはありません。一方、株式会社は農事組合法人に組織変更することができないため、どうしても農事組合法人にしたい場合には、新規に農事組合法人を設立する必要があります。この場合、旧経営体である株式会社は休眠させるか解散することになりますが、解散した場合には清算所得に課税されて法人税の負担が生ずることがあります。

以上、家族経営の継続から法人化に向けた検討の参考としてみて下さい。